

**いりさわ みき 議員**

(一問一答方式)



- ①市民文化会館について
- ②肱川風の博物館・歌麿館について
- ③肱南地域交流センターについて

**市民文化会館の目標稼働率と利用主体について**

**問** 新たに整備が予定されている市民文化会館の目標稼働率は、どの程度を見込んでいるのか。また、現在コミュニティセンターなどで活動されている文化団体の新施設への移行見込みをどのように分析・把握しているのか伺いたい。

**答** 目標稼働率については、令和6年度の全国の類似団体メインホールの稼働率が43.7%であることや、現市民会館メインホール稼働率が14.9%の現状を踏まえ、来年度策定予定の管理運営計画の中で検討を進めている段階です。

利用主体については、現在利用されている団体等の継続利用に加え、他施設からの移転や誘致を図る事業などの貸館事業だけでは、稼働率の向上は難しいと考えています。稼働率向上のためには、現在文化活動をされていない市民の皆様が、気軽に文化芸術に触れることができる事業を提供し、中・長期的に活動する人や愛好者を増やしていくことが重要であると考えています。

また、既存の文化団体の移行見込みについては、これまでも整備構想や計画を策定する際、また、設計を進めていく過程において、ワークショップやアンケートなどで、その分析や把握に努めてきましたが、昨年は実際に活動されている団体の皆様に直接ヒアリングを行いました。主な意見として、日常の活動場所を無料で利用されている団体が多く、施設は利用したいものの使用料はできるだけ安いほうが良いとの意見がありましたが、発表会などでは利用していきたいという団体もありました。

**肱川風の博物館・歌麿館の基本的役割について**

**問** これまで観光施設として指定管理により運営されていた肱川風の博物館・歌麿館は、4月から教育

委員会所管となるが、今後どのような役割を持つ施設として運営していくのか、基本方針を伺いたい。

**答** 肱川風の博物館・歌麿館は、観光施設としての指定管理から教育・文化施設として市の直営へ運営方針を見直し、社会教育施設の中の博物館として運営することとなります。

博物館法では、「博物館とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮のもとに一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」と定義されています。教育委員会としては、この博物館法に定義された内容が本施設の基本的な役割と考えており、今後は、収益性に主眼を置くのではなく、市民の学習、教育の場として公共的役割を果たす施設運営を目指していきたいと考えています。

**肱南コミュニティセンターとしろしたテラスの役割について**

**問** 肱南地域交流センターは、肱南コミュニティセンターと大洲市地域交流拠点施設しろしたテラスで構成されているが、それぞれの目的、利用対象、運用方針をどのように整理しているのか伺いたい。

**答** 今回整備を行った大洲市肱南地域交流センターは、2つの機能を有する施設を併設した複合公共施設です。

肱南コミュニティセンターは、第一には地元地域の住民の皆様を対象として、会議室、展示、図書スペース、調理室、大ホールなどを備えた施設になります。子どもからお年寄りまで、幅広い世代が気軽に集い、相互交流を図るとともに、自治会が中心となって地域の課題解決やまちづくり活動を行っていくための拠点となる施設です。

カヌー艇庫やオープンテラスを備えた大洲市地域交流拠点施設しろしたテラスは、カヌーやオープンテラスを活用し、川とまちの魅力を生かした交流・観光拠点として、市民の皆様のレクリエーション活動に加え、観光客の皆様も楽しめるイベント、それら相互の交流など、幅広い利用を想定し、新たに設置する施設となります。